



災害廃棄物対策に関する制度の改正について

2026年7月15日

関東環境局 資源循環・災害廃棄物対策課



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

令和 8 年 6 月 19 日公布



現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

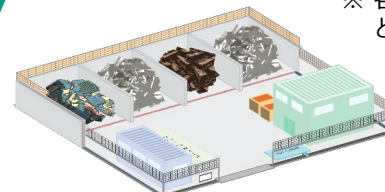


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準**を設ける。
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。**
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

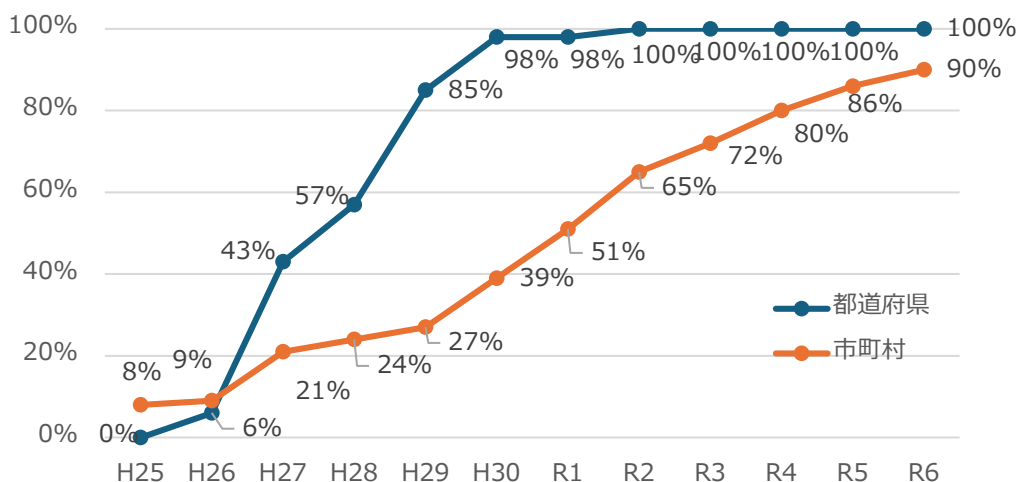
※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

※このほか、平成26年改正において手当とする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

改正の背景：災害廃棄物の処理の推進関係

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

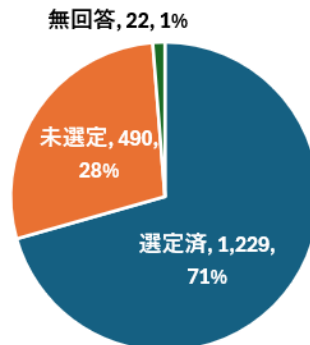
災害廃棄物処理計画の策定率の推移



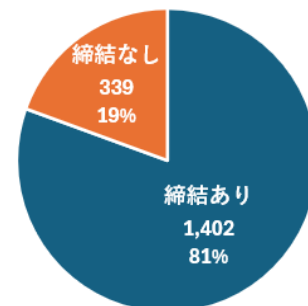
都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

- ※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)
- ✓ 仮置場候補地の選定
 - ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
 - ✓ 水害に対する被害想定 等



市町村の仮置場候補地選定率
(令和6年度末時点)



市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加（新設）

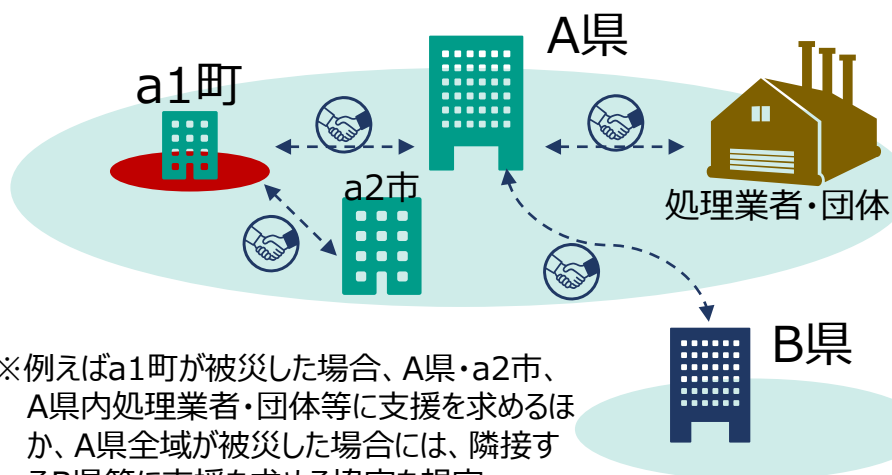
法改正案に係る要綱より

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第5条の6の2、第6条の4関係）
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第6条関係）



平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、**発災後の迅速な対応を可能とする。**

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画（法定）

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥**非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項**

現行の規定

追加



今般の改正に伴う各市町村における計画策定をJESCOが支援（p.14、15参照）
地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

法改正案に係る要綱より

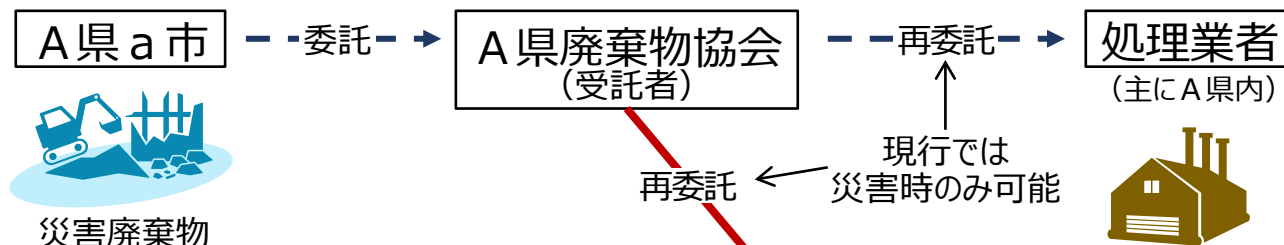
- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2 関係）



現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、
再々委託まで可能とし、**効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。**

災害時の委託の流れ

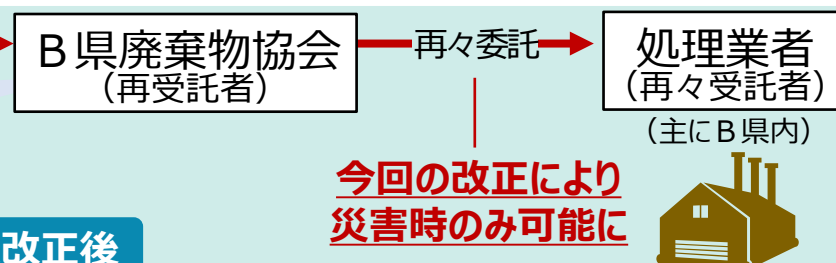
現行制度



※廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。

A県内の処理業者では対応が不足し、県外の処理業者に委託を行う場合、B県内の処理業者についての実情に詳しいB県廃棄物協会を通して委託をすることが効果的

制度改正後



非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（改正）

法改正案に係る要綱より

- 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

➡ **生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、当該施設の設置に要する期間を短縮する。**

設置に係る主な手続



生活環境影響調査の添付を省略可能とし、調査に要する期間を短縮
産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設
右：廃畳専用の切断施設（繊維くずの破碎施設）

非常災害に係る最終処分場の指定（新設）

法改正案に係る要綱より

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。
(第9条の3の4 関係)



**埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。**



①申請
②指定



最終処分場

非常災害廃棄物
最終処分場

埋め立てざるを得ない廃棄物の例



廃棄物処理施設に対して義務付けられている定期検査を免除。

専門支援機関への委託・JESCO事業への災害廃棄物事業の追加

法改正案に係る要綱より

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（１）（２）を追加する。
 - （１）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （２）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

**専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援**



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

【参考】専門支援機関の必要性とJESCOの役割

- 被災自治体が単独で膨大な災害廃棄物処理を実施することは困難であり、環境省等の支援が前提。
- 大雨等の災害増加による被害の広域化・複合化や自治体の人員・専門的知見の不足から、環境省のみで災害現場の支援を担うことは限界があり、平時から経験・ノウハウを蓄積した専門支援機関が環境省と連携して、被災自治体の災害廃棄物処理を支援することが効果的。
- 中間貯蔵事業等にて廃棄物の収集から処理までの一連の事業の実施により得た経験・ノウハウや関係機関とのネットワーク基盤があり、災害支援実績も有するJESCOが専門支援機関として事業を実施。

専門支援機関が実施予定の事業

- 平時
- ・ 災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
 - ・ 処理の進捗管理のためのデジタル支援ツールの整備・運営
 - ・ 処理困難な災害廃棄物の適正処理に関する研究・開発 等

- 災害時
- ・ 現地への職員派遣、被害状況調査
 - ・ デジタル支援ツールの提供
 - ・ 発注・契約・施工管理等の各種事務支援 等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）概要

- JESCO法に基づき設置された国が100%出資する特殊会社
- PCB廃棄物処理事業、中間貯蔵事業に加え、現行法※の範囲内で、環境省とともに災害廃棄物処理に係る自治体支援を実施。

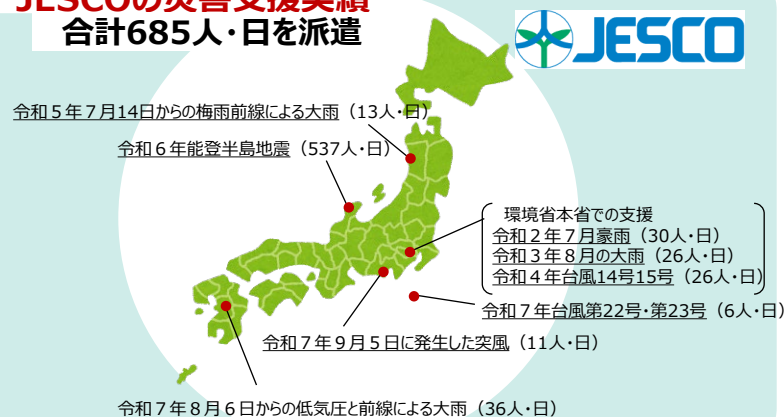
※JESCO法第7条 会社は、(中略)次に掲げる事業を営むものとする。
第5号 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと

これまでの主な支援内容

- ✓ 廃棄物処理施設の被災状況の情報集約・整理
- ✓ ドローンを用いた仮置場状況の確認・廃棄物量の把握等
- ✓ 広域処理に係る受入自治体との調整や進捗管理
- ✓ 被災自治体と処理支援者とのマッチング支援



JESCOの災害支援実績 合計685人・日を派遣



今後のスケジュール（予定）

- ～8月上旬 関係省令に関するパブリックコメント
- 8月中 関係省令の公布等
- 9月1日 改正法の制度の施行

※スケジュールは今後変更の可能性がある。